

新旧对照表

箱根町立宮城野保育園条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

(設置)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、同法第39条第1項に規定する保育所として、箱根町立宮城野保育園(以下「保育所」という。)を箱根町宮城野140番地に設置する。

旧（改正前）

（設置）

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、同法第39条第1項に規定する保育所として、箱根町立宮城野保育園(以下「保育所」という。)を箱根町宮城野102番地の1に設置する。